

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道斜里郡清里町

2. 構造改革特別区域の名称

地産地消で豊かな給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

北海道斜里郡清里町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

清里町は、北海道の東部網走支庁管内の南東部、北緯43度36分40秒から43度53分40秒、東経144度29分24秒から144度44分24秒に位置し、北部斜里町、西部は小清水町、南部は釧路支庁管内弟子屈町、東部は根室支庁管内中標津町と隣接し、総面積は402.74Km²、斜里岳の裾野に農地が広がっています。北方にオホーツク海、南に阿寒国立公園の山々を背負う立地状況にあり、鉄道は、JR釧網本線が南北に走り、町内に3駅が設置されており、中心市街地の清里町駅から網走市へ約1時間、釧路市へ約2時間、空路は、女満別空港・中標津空港までそれぞれ約1時間の距離にあり、札幌や東京、大阪、名古屋等に就航しております。

本町の耕地面積は9,200haで、農家戸数262戸、畑作が9割、約1割が酪農となっており、作物は、小麦、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょが全体の8割を占め、そのほか小豆、大豆、そばや野菜（玉ねぎ、にんじん、スイートコーン、長いも、アスパラガスほか）が生産されており、1戸当たりの耕作面積は35.1haと専業農家が大規模な土地利用型農業を展開しています。

人口は、昭和35年国勢調査においては、11,012人でしたが、その後減少し、平成12年国勢調査で5,437人（平成7年国勢調査と対比して4.7%の減少）総世帯数1,967世帯となっています。65歳以上の高齢者は人口の24.7%を占めており、高齢化が進んでいます。

また、出生数については、平成11年では49人であったが、平成15年には37人と少子化傾向が進んでいます。

公立の保育所は、昭和43年に清里保育所・札弦保育所・緑保育所の町内3カ所で開設していましたが、園児数の減少により昭和60年に緑保育所を閉所し、

現在2カ所を運営しております。

小学校5校・中学校1校と一貫した幼児・児童教育に取り組んできたところですが、女性の就業機会の増加、核家族化の進行などを背景に保育ニーズは高まっており、きめ細やかな保育・子育て支援が求められています。

そのような中で、保育所・小学校・中学校を通じ、地場産の農産物の食材を使用した給食を提供することと併せ、保・小・中一貫した食育を通じ、本町の子ども達の健やかな成長を促進することが求められています。

本町では、平成5年よりドライシステムを取り入れた共同調理場方式（センター方式）の学校給食センターを改築し、地場の資源を活用しながら小学校5校・中学校1校に給食を提供しているところですが、このセンターの給食を本町の公立保育所に搬入することにより、上記のニーズに対応することが可能となります。

また、公立の清里保育所・札弦保育所においては、調理業務の業者委託を実施し、給食を提供しているところではありますが、今後は学校給食センターより給食を提供することにより、給食食材の一元購入など給食の提供に係る経費を軽減し、公立保育所の運営のより一層の効率化を図る必要があります。

5. 構造改革特別区域計画の意義

女性の社会活動への参加は増大しており、女性が就業を継続する上で、出産・育児は大きな中断要因となっており、子育てへの支援、保育に対する支援は重要であり、小学校就学前の幼児の保育、そして、その親の子育て支援の場として保育所の存在が大きく期待されています。

公立保育所の給食を学校給食センターから搬入し、保育所・小学校・中学校に地場産の食材を使用した給食を提供することにより、食事内容の充実と食育の推進が図られるとともに、保育士・栄養士等の連携のもと子ども達の健やかな成長を促進することが可能となります。

清里町は、畑作を中心とした純農村地帯であり、豊富な地域の食材を利用した給食の提供をめざします。また、地場の農産物を給食食材として利用することにより、地場産の消費拡大にも一翼を担うものです。

6. 構造改革特別区域計画の目標

学校給食センターでは、季節にあった旬の地場の食材（大根、長ねぎ、玉ねぎ、じゃがいも、キャベツ、白菜、ほうれん草、ピーマン、ミニトマト、とうきび、かぼちゃ、長いも等）を給食食材として利用しています。保育所児にも学校給食センターの給食を提供し、将来の清里町を担う子どもたち全てに地場の野菜等を食材として提供することによって、地元の農産物が食卓に並ぶまでのプロセスを

考える機会となる給食の実現を目指します。

また、保育所関係者を学校給食センター運営委員に登用することにより、給食参観や給食試食会などの機会に地場の農産物の利用状況を知らせるなど、親と子どもで食の重要性を見直す機会の提供を目指します。

さらに、現在、学校給食センターには6名の調理員、保育所に2名の委託調理員が配置されていますが、調理部門を学校給食センターに集約し、調理業務担当者を7名に縮小することにより、給食調理業務の効率的・安定的運営を目指します。

これらの取り組みにより、本町における子育て支援体制がより一層充実していくことが期待されています。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、学校給食センターでは、小学生297名・中学生161名・合計458名に給食を提供しており、これに、保育所園児65名が加わることにより、地場産の食材の消費拡大が図られます。

また、保・小・中一貫した食育を推進することにより、本町の子ども達の健やかな成長を促進することが可能となります。

併せて、保育所の給食を外部搬入することに伴い、調理部門を集約することが可能となり、最小の経費で最大の行政効果が得られ、効率的な保育所の運営が図られます。

8. 特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

現在、学校給食センター運営委員会には、保育関係者がおりませんが、新たに保育関係者を登用することにより、保育所・小学校・中学校の保護者と清里町が子ども達の給食に関して論議を行えるとともに、新鮮で安全・安心して食べられる地元産の食材の購入が増加することにより、地産地消の推進を検討いたします。

また、子どもたちや保護者に対して給食時間・試食会等の機会を通じて、地元産の食材が給食に使われていることを教え、農業への関心を高めるとともに、身近にある自然の大切さを教える場となります。

なお、本町では、関係課職員からなるプロジェクトチーム及び町民の代表から

なる委員会を設置し、「清里町子育て支援計画」を策定するため検討中であります。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

清里町内の町立保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

特別区域内にある公立保育所に学校給食センターからの給食を搬入し、保育の充実を図る。

なお、清里町の保育所においては、受入年齢を満2歳6ヶ月としており、乳児は保育していません。

給食の外部搬入となる公立保育所は次のとおりである。

- ・清里保育所 北海道斜里郡清里町羽衣町31番地
- ・札弦保育所 北海道斜里郡清里町札弦町30番地

5. 当該規制の特例措置の内容

現在、学校給食センターは、628食の対応が可能ですが、458食の給食を提供しています。また、衛生基準の確保につきましては、学校給食衛生管理の基準に基づき管理されています。学校給食調理担当者は6名で、保育所の委託調理員は2名おり、それぞれ調理業務に対応しておりますが、特例措置により調理担当部門を集約し、また、食材購入についても一括購入することにより効率的な給食運営を目指します。

アレルギー児等につきましては、現在も小・中学生に給食を提供しており対応していますが、保育園児の保護者との情報交換を密にし、給食提供側の教育委員会とも協議しており、代用品の確保等適切に対応いたします。

特例措置を実施するにあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成16年3月29日付雇児発第0329002号）」における留意事項を遵守します。

町立保育所は、設立から現在まで保育所に設置された調理室で園児たちの給食を提供しておりますが、保存、配膳等の調理機能は整備されて

おり、その設備を活用しますが、新たに保温庫の購入により給食の温度管理をします。

・公立保育所調理室の面積

清里保育所 19.25㎡(5.5m×3.5m)

札弦保育所 16.10㎡(4.6m×3.5m)

・公立保育所調理室の設備

保温庫、食器乾燥機、冷蔵庫、調理台、洗場シンク、ガス台等

園児の食事は、1日でお昼1回、午後のおやつ1回ですが、昼食については学校給食センターからの外部搬入し、午後のおやつについては、これまで同様、保育所の調理室にて対応します。

学校給食センターは、平成5年に改築整備しており、食品の衛生管理及び安全な給食提供に万全を期しておりますが、保育所との連携を密にし「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守し、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い適正に運用します。

園児の食事の内容・回数・時機に適切に対応できるように配慮するとともに、必要な栄養素量の給与について栄養士と連携を密にし、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、別紙「保育所における食育の検討」に基づく食育プログラムを作成し、食事を提供することに努めます。

・学校給食センター給食配送計画(2回に分けての配送を実施)

午前10時10分	学校給食センター出発
午前10時15分	清里保育所到着
	コンテナで受け取り調理室へ運ぶ (保温庫等に保管)
午前10時30分	学校給食センター到着
午前11時15分	学校給食センター出発
午前11時30分	札弦保育所到着
	コンテナで受け取り調理室へ運ぶ (保温庫等に保管)
午後1時15分	札弦保育所食器等回収
午後1時30分	清里保育所食器等回収
午後1時40分	学校給食センター到着